

第1項 生涯学習の推進

(1) 推進体制の確立と 情報提供の充実

生涯学習推進本部を設置し、関係機関団体との連絡調整を行うことで、相互協力・機能分担を確立し、生涯学習の総合的かつ効率的な推進を図ります。

また、広報誌やホームページ等の活用、関係機関等との連携により、各種講座や指導者・講師、各種イベントなど生涯学習に関する情報を広く町民に提供します。

(3) 学習基盤の整備

町民だれもが生涯にわたって学習する機会や場を提供するために、公民館や図書館等の社会教育施設の充実を図ります。

また、人々が生き生きと暮らし、地域に誇りをもち、自分たちのふるさとのために何ができるかを考える気運を高め、地域づくりの有志の掘り起こし・育成を行います。

(2) 学習機会の充実

町民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応できるよう学習機会の充実を図ります。



▲南大隅町「生涯学習大会」

第2項 社会教育団体の育成と活性化

(1) 地区公民館活動の支援

地域における生涯学習の拠点であり、地域づくりの拠点でもある地区公民館の活動を支援し、心豊かで潤いに満たしたふるさとづくりを進めます。

(2) 自主活動グループの 活動支援

町内で自主的に学習を進めているサークルなどの活動が一層充実するよう、支援に努めます。

現状と課題

近年、小子化、核家族化の進行により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係も希薄化しています。

そこでは、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあいや体験が不足していることに起因する事件やいじめ問題が多発しており、インターネットや携帯電話の普及による情報化社会の進展により、性や暴力に関する情報が氾濫するなど、青少年を取り巻く環境は悪化しているといえます。

このような中で、地域や社会全体で青少年の成長を支え、見守り続ける視点が乳幼児期から必要になってきており、奉仕活動・体験活動の場の充実や地域ぐるみで子どもを見守る機運の醸成が課題となります。

また、家庭、地域、学校、警察等で連携し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図るとともに、協働できる体制をつくる必要があります。

政策の基本方針

地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を分担しながら青少年の健全育成に取り組みます。

また、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進し自主活動や相互交流活動を支援します。

政策の体系

〔第3節〕
青少年の
健全育成

第1項 青少年健全育成の推進

第2項 学校応援団の充実

第1項 青少年の健全育成の推進

(1) 地域ぐるみの健全育成体制の強化

子どもは「地域の宝」として、地域ぐるみで子どもの安全を守り、健やかな成長を積極的に見守る気運の醸成に努めます。

また、家庭、地域、学校、警察等で連携し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図るなど、協働できる体制をつくります。

(3) 青少年研修基金の活用

青少年の健全育成のための様々な取組に対して、青少年研修基金の活用を図ります。

(2) 豊かな体験学習の推進

道徳性や社会性、協調性の育成や、ふるさとの良さを見直す機会として、青少年を対象としたボランティア美化活動の「南端まちづくり活動」、体験活動として「子ども会交流大会」、「サマー・チャレンジ」、「門松づくり教室」等を開催します。

また、高齢者等との世代間交流を実施し、高齢者とふれあうことで青少年の高齢者への敬慕の念の育成、及び高齢者の生きがいづくり活動を推進します。

さらに、青少年の自主性や社会性を育み、主体的な活動を促進するため、各種青少年事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。

第2項 学校応援団の充実

(1) 学校支援ボランティアの充実

多くの地域の方や企業等が学校支援ボランティアとして登録され、全ての小中学校で学校応援団の取組がなされるよう普及・啓発に努め、地域が学校を支援するための体制づくりを推進します。

(2) コーディネーターの育成

学校と地域をつなぐコーディネーターの養成及びスキルアップを図る研修を実施するなど、学校支援ボランティアの活用しやすい体制をつくるためのコーディネーター養成と資質向上に努めます。

現状と課題

今日では経済的なモノの豊かさ以上に、こころの豊かさを人々は求めています。文化には楽しさや感動、精神的なやすらぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、町民は、様々な文化に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。

その中で、本町は、歴史的遺産である貴重な伝統文化や地域芸能の保存・振興を図るための芸能文化のイベントを数多く実施しています。町内には、史跡や遺跡など貴重な文化財が数多く残り、これらの歴史や文化財は誇りうるべきものです。

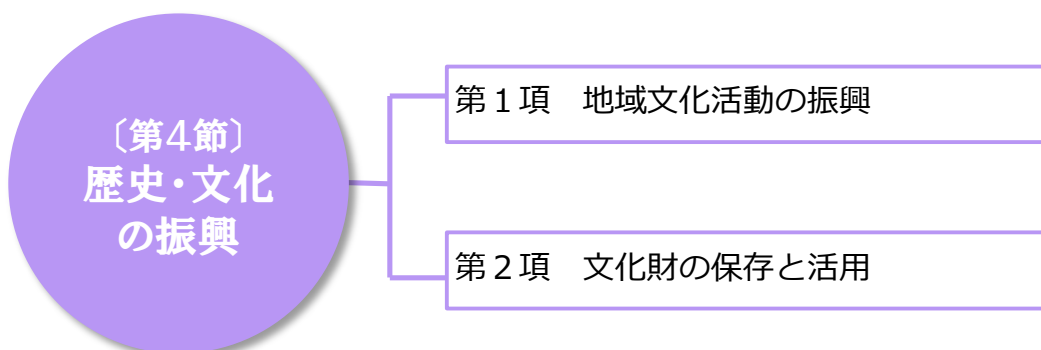
このような中で、町民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるためにも、貴重な文化財を後世に伝えるとともに、そのための調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。

また、文化財は、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていくことが重要です。

政策の基本方針

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであります。今後、これらの歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組を充実し地域に根ざした文化の振興に努めます。

政策の体系



第1項 地域文化活動の振興

(1) 文化活動の促進

豊かな芸術文化の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場をつくるほか、芸術文化鑑賞の機会の提供を行うことで地域文化の高揚を図ります。

(2) 芸術文化協会組織の育成

生涯学習公民館講座から自主学習グループへ、そして文化協会へと芸術文化組織を育成し、町民の芸術文化活動の底辺を広げます。

(3) 図書館の利用促進

町民の多種多様な学習情報のニーズに応え、町民の学習活動や幅広い年齢層の読書活動を推進するために、図書館を芸術・文化活動、生涯学習の拠点として位置づけ、質の高い図書館サービスの提供を図ることで、図書館利用を促進します。



▲佐多図書館

第2項 文化財の保存と活用

(1) 文化財の保存

古くから町内各地域に残されている、歴史的資源としての文化財や伝統行事を次世代へ確実に継承するため、それらの保護に取り組みます。

また、地域の伝統行事や祭りなど、郷土に伝わる伝統文化の継承のため、後継者の育成や伝承活動に対しての支援を実施します。

(2) 文化財の活用・継承

郷土の文化財や歴史資料、伝統行事や祭り等の調査・整理を行い、文化財・伝統文化の歴史的価値を広く世間に知らせ、その成果を公にするとともに、郷土に対する愛着心の醸成を図ります。

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、町民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

また、スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置づけられ、今後益々スポーツ・レクリエーションの活性化が求められています。

本町は、屋内外運動場や体育施設において、町民運動会や各種スポーツ大会等が盛んに行われています。

そこでは、学校体育施設開放事業を行い、学校の施設を地域のスポーツ振興の場として活用しています。

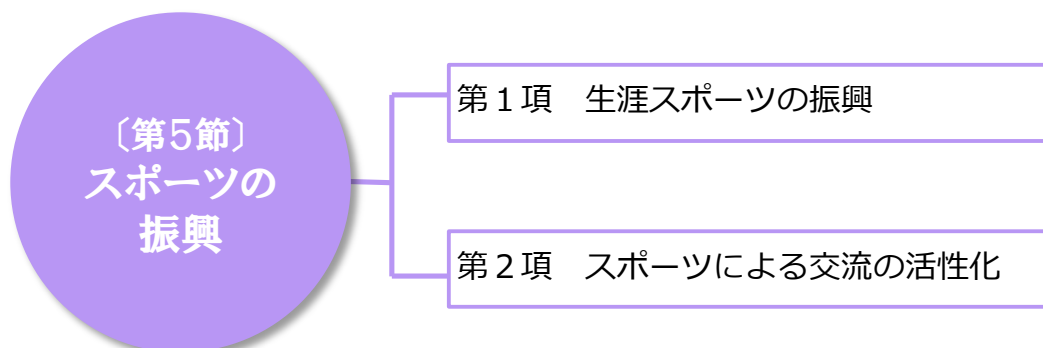
このような中で、町民総スポーツを目標にして、町民が自主的・主体的にスポーツ活動を展開するための新たな仕組みを構築し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツが楽しめる夢のあるまちを目指し、町民一人ひとりのライフステージに合ったスポーツができる環境を整備する必要があります。

政策の基本方針

町民の誰もがそれぞれの関心や体力に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進を図ります。

また、コミュニティスポーツクラブの育成や各種競技団体との連携を図りながら、競技力向上に関する意識の高揚に努めます。

政策の体系



第1項 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発

生涯にわたり、豊かな人間性と地域の特性を活かし、風光明媚で素晴らしい自然を活かしたスポーツの推進と町民総スポーツ参加を基本理念に喜びに満ちた夢あふれる町づくりを推進します。特に、ウォーキングやグラウンドゴルフは、気軽に町民が取り組める健康づくりのメインとして推進します。

(2) 指導体制の確立と各種団体との連携

スポーツ推進委員の役割強化と地域に根ざした活動の推進を目指し、地域へのウォーキングの指導及び推進を図るとともに、スポーツ少年団においては、指導者の資質の向上と青少年の健全育成を促進します。

また、生涯スポーツを推進するために、町体育協会などの各種団体や学校・家庭・地域との連携強化を図り、町民一体となったスポーツの推進を図ります。

(3) コミュニティスポーツクラブの育成

地域の日常的なスポーツ活動の場として、町民が自ら主体となって運営するコミュニティスポーツクラブの設立を進めます。

また、コミュニティスポーツクラブ等への参加を促進するとともに、学校、家庭、地域と連携し、休日等を利用した運動の機会・場の提供を図ります。

(4) 社会体育施設の整備と有効活用

町民が「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるスポーツ・レクリエーション施設として屋内外の運動場や自転車競技場を生涯スポーツの拠点となるよう利用促進を図ります。



第2項 スポーツによる交流の活性化

(1) スポーツ合宿の誘致

「横ビュー高原ふれあい館」や「佐多山村交流施設」をスポーツ合宿と地域の歴史・自然に親しむ活動の拠点として活用します。

また、県下唯一の自転車競技場については、公式競技の誘致、特に平成32年度に開催予定の国民体育大会の開催に向け、部分改修を県に要請します。

さらに、鹿屋体育大学や県競技連盟等との連携を図りつつ、合宿誘致を積極的に行います。

(3) 「南大隅町佐多B&G海洋センター」を活用した海洋スポーツの普及・啓発

町民の生涯にわたる継続的な健康づくりや海洋スポーツの普及啓発を図るために、「南大隅町佐多B&G海洋センター」をさらに有効活用していきます。



(2) 修学旅行や観光客誘致によるスポーツ交流の推進

自転車競技場や「南大隅町佐多B&G海洋センター」などを活用しながら、スポーツ大会やスポーツ体験などのメニュー作りを進め、今後、増加が見込まれる修学旅行や観光客とのスポーツ交流を推進します。



第4章 自然環境と共生する 安全なまちづくり

- 〔第1節〕 環境の保全と循環型社会の形成
- 〔第2節〕 生活基盤の整備
- 〔第3節〕 道路・交通基盤の整備
- 〔第4節〕 消防・防災体制の充実
- 〔第5節〕 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

本町を取り巻く海、山、川等の雄大な自然及びそこに生息する多くの動植物などは、町民にとってかけがえのない財産です。こうした自然を将来にわたって引き継いでいくために、自然の保全に重点を置いた環境と共生するまちづくりを進める必要があります。

また、自然資源を農林水産業や観光産業等に活用するとともに、自然エネルギーとして活用するなど、自然資源の保全に十分配慮した活用を進めることも求められています。

このような中で、本町では、ごみの発生抑制や減量化・資源化を進め、環境負荷を少なくし、資源を有効活用するため、びん・缶・ペットボトル・プラスチック等の分別収集によりリサイクル（再資源化）を図っています。

そこでは、自然資源の保全に配慮しつつ、有効利用・再利用を図るなど、環境への負荷の少ないものに変えていくことが差し迫った課題といえます。

また、さらなるごみの減量化を行っていくために、ごみをつくらない、再使用できるものは再使用する、再生利用の3R活動を推進することが重要となります。

政策の基本方針

豊かな自然環境を次代へ継承するため、海浜や森林などへの負荷軽減や環境保全に努めるとともに、町民が自然と共生できるまちづくりを推進します。

また、廃棄物の発生の抑制に取り組むとともに、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、「ごみの減量化」を推進します。

さらに、本町の歴史や自然と調和した個性豊かな町の景観、自然景観や公共空間の創出を図るために、民間・行政が一体となった取組に努めます。

政策の体系

〔第1節〕 環境の保全と 循環型社会 の形成

第1項 地球環境の保全

第2項 環境型社会の形成促進



第1項 地球環境の保全

(1) 環境保全への取組強化

環境に関する現状と各種情報を広く町民に周知し、安全で快適な生活を営むための生活環境の保全と整備を図ります。

(3) 景観に配慮したまちづくり

自然環境を保全しながら、開発による影響を抑制する規制誘導に努め、本町の特色である山と海と川が織りなす緑豊かな自然環境を保全しつつ景観・空間の創出を図ります。

また、観光サイン等についても、自然景観に配慮したデザイン等の導入を図ります。

さらに、ポイ捨て禁止などの啓発に努めます。

(2) 自然エネルギーの活用

風力発電や小水力発電、バイオマスエネルギーなど自然エネルギーを活用した新しい技術によるエネルギー利用の普及促進を図ります。

(4) 環境にやさしい ライフスタイルの推進

町民が主体となって行う省エネ・リサイクル運動を支援するとともに、環境に対する意識の高揚を図ります。



第2項 循環型社会の形成促進

(1) ごみの減量化と リサイクルの推進

限りある資源を保全するために、町民の理解と協力を得ながらごみの減量を進め、びん・缶・ペットボトル・プラスチック等の資源化や生ごみの堆肥化などの再利用に取り組みます。

(2) ごみの不法投棄対策

廃棄物の不法投棄を防止するため、監視体制の強化を図るとともに、景観に配慮した対策を推進します。

現状と課題

本町の人口は減少傾向にあり、核家族化が進むとともに高齢化が急激に進んでいます。また、大都市から遠く、就労の場も少ないことから、若者の定住が進みにくいのが実情です。そのため、人口流失を防ぐためにも既存の住宅を整備・改修などにより、定住促進を図る必要があります。

このような中で、町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため修繕・改修などの活用手法を定め、長期的な維持管理が必要となります。

簡易水道事業については、平成26年4月1日現在普及率は98%となっており、定期的な水質検査も行うなど、安全でおいしい水の供給に努めており、下水道処理については、合併処理浄化槽等の設置や農業集落排水事業により、衛生環境が改善されつつあります。今後は、簡易水道統合事業の施行による安定した給水供給及び施設管理の効率化、経営の合理化を図るとともに、衛生面から下水道処理を推進していくことも重要な課題です。

地籍調査については、平成24年度の進捗率が28%となっており、町民の財産を守り、土地利用の高度化にもつながることから、豊かな生活環境をつくりあげるためにも、早期完了に向けて推進に努める必要があります。

情報基盤については、町内全域でブロードバンド環境は実現されましたが、ADSLに留まっており、十分な通信環境が得られない場合があります。

また、携帯電話を利用できない地域もあることから、早急に情報通信基盤の充実を図る必要があります。



【ブロードバンド・ADSL】

電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境のことを指します。

現在ではもっぱら、高い通信速度の加入者系(広域)データ通信回線という意味で用いられ、概ね500kbps以上のものを意味します。該当するのは「ADSL(xDSL)」や「CATVインターネット」、「光ファイバー」などの有線通信、第3世代(3G)携帯電話、WiMAXなどの無線通信などです。これに対し、アナログ電話回線(モデム接続)やISDN、第2世代までの携帯電話(の packets 通信)などはナローバンドと呼ばれます。

ADSLは、電話線を使い高速なデータ通信を行う技術。電話の音声を伝えるのには使わない高い周波数帯を使って通信を行うxDSL技術の一種で、一般の加入電話に使われている1対の電話線を使って通信します。ADSLは、すでに一般家庭に広く普及している電話線を使うために、手間がかからず、一般家庭でも利用できる料金であるにも関わらず、高速なインターネット接続環境を提供できる技術だったので、急速に普及しました。

政策の基本方針

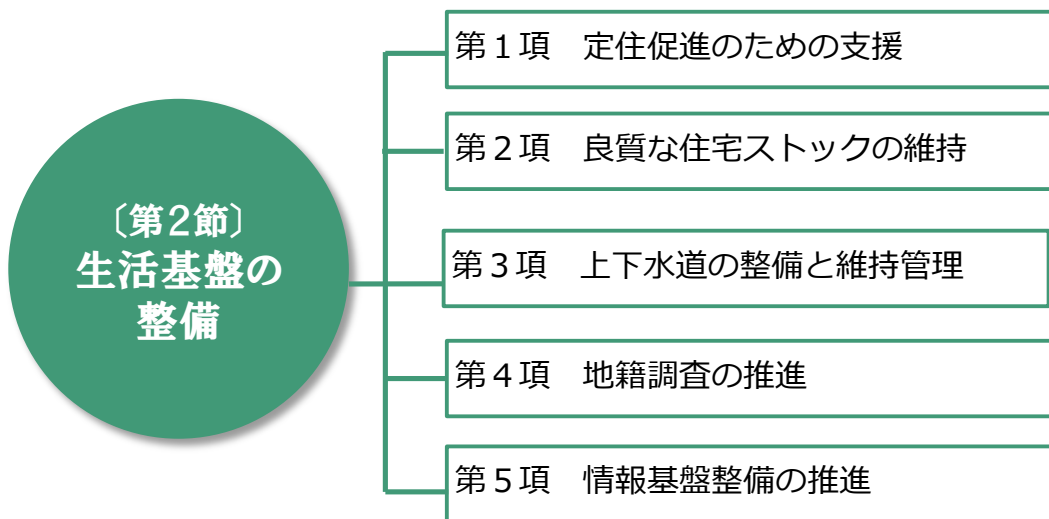
本町への定住促進を図るため、快適で安心・安全な住宅環境整備を促進するとともに、定住者の住宅取得等について支援を行います。町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めます。

簡易水道については、今後、統合事業により老朽施設の更新を行い、下水道についても、合併処理浄化槽や農業集落排水事業を推進していきます。

地籍調査の実施については、実施することで、土地の実態把握や筆界等のトラブルの解消、不公平課税の是正、災害等の復旧など土地の基本データの整備に努めます。

情報基盤については、ITの恩恵を町内全域で受けることができる情報基盤整備と、ITに慣れ親しめる環境整備を目指します。

政策の体系



第1項 定住促進のための支援

(1) 移住者への支援

お試し移住体験ツアーなど試行的な短期滞在に対する支援を行うとともに、地域おこし協力隊など国や県等の事業を活用した移住対策を積極的に実施します。

また、移住者を対象とした定住促進住宅取得資金補助制度を推進し、本町への定住促進に努めます。

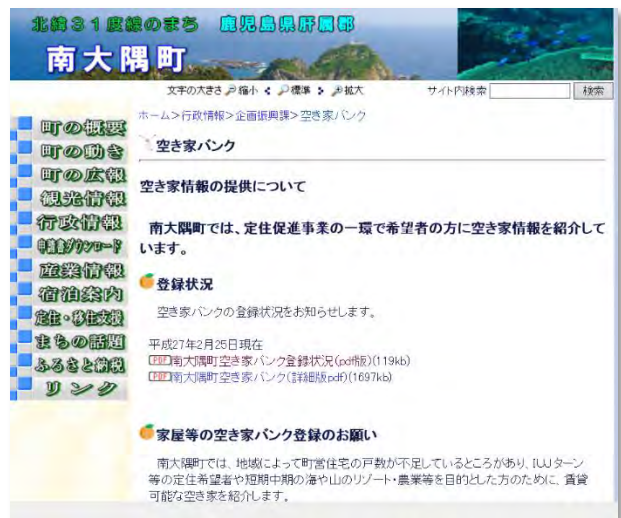
(3) 若者流出対策の推進

現在実施している婚活イベントを継続的に実施し、独身男女の出会いを応援します。

(2) 空き家対策の強化

空き家活用計画を策定するとともに、空き家調査の実施、既存の空き家バンクの活性化などを進め、移住者の定住促進に向けた空き家対策を総合的に強化します。

また、遊休公共施設等についても地域の資源とみなし、住宅などとしての活用を検討します。



▲町公式サイト「空き家バンク」のページ

第2項 良質な住宅ストックの維持

(1) 町営・公営住宅の計画的な整備

町営・公営住宅を将来にわたって良質な社会的資産として有効に活用するため、改善の長期的な方針に則って建て替えや既存住宅の長寿命化などを計画的に進め、居住ニーズに対応した良質な住宅ストックの維持に努めます。



▲町営住宅

第3項 上下水道の整備と維持管理

(1) 簡易水道の整備と維持管理

老朽施設の更新・整備をすることにより、生活用水の安全給水と安定供給を確保するとともに、各水源水質に適した水質管理を図ります。

また、平成28年度から簡易水道事業の統合による上水道及び地方公営会計に移行することとなることから、円滑な移行を図ります。

(2) 公衆衛生施設の整備

浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。



第4項 地籍調査の推進

(1) 地籍調査の推進

公共事業の円滑化、災害等による土地の復旧、土地に関わるトラブルの防止や固定資産税の適正な課税のために地籍調査を推進します。



第5項 情報基盤整備の推進

(1) 情報通信基盤の整備促進

町内全地域で、いつでも、どこでも、何でも、誰でもあたりまえに情報が得ることができ、発信できる環境の整備を推進するために、より高速な光ファイバー網の導入及び携帯電話不感知地域の解消に向けて、関係機関と連携した取組を進めます。

(2) 情報活用能力の向上

町民が広くITの恩恵を享受できるようにIT講習会等を開催し、情報活用能力の向上を図ります。

現状と課題

公共交通については、廃止路線代替バスの運行、スクールバスの一般混乗と佐多地区コミュニティバス、乗り合いタクシーを運行しています。高齢化が進む中で、今後とも交通弱者の移動手段として公共交通体系の確立が必要となります。

骨格幹線道路については、平成26年12月21日、東九州自動車道が鹿屋串良JCTまで、大隅縦貫道鹿屋串良JCTから笠之原ICが開通し、本町の高速道路網へのアクセスが格段に向上しましたが、今後は、大隅縦貫道の笠之原IC以南の早期整備、高速道路網へのアクセス道路の整備とともに、国道269号の改良など、国・県に積極的な要請を図る必要があります。

町道については、改良舗装事業、維持補修事業のほか、県道鹿屋吾平佐多線、池田根占線、内之浦佐多線などの整備が進められましたが、今後とも、町民の日常生活や経済活動の基盤として、引き続き、計画的な維持・改良を推進し、災害等に強い道路整備を行う必要があります。

政策の基本方針

本町は交通不便地帯であり、今後、益々高齢化が進むと思われ、高齢者や高校生等の交通手段確保は重要であります。地域公共交通会議で協議し、高齢者や高校生等のニーズに対応しつつ、交通弱者に優しい公共交通の整備を図ります。

また、道路整備については、町民の安全性や利便性を考慮し、計画的な維持管理を図るとともに、観光と連携し整備を行っていきます。

政策の体系

〔第3節〕
道路・交通基
盤の整備

第1項 公共交通の整備

第2項 道路整備の推進

第1項 公共交通の整備

(1) コミュニティバス等の導入・改善

地域公共交通会議を中心に、運行形態・経路等を検討・協議し、町内全域コミュニティバスの運行を図るとともに、デマンド交通や乗合タクシー等の導入も含め、利用者の利便性の高い本町に合った公共交通の整備・改善を図ります。

(2) 交通拠点等へのアクセスの改善

鹿屋市街地や垂水港など、主要な交通拠点等へのアクセスを改善するために、周辺市町と連携しながら、大隅地域全体の交通ネットワークの形成に努めます。

第2項 道路整備の推進

(1) 骨格幹線道路の整備と機能の強化

大隅縦貫道の笠之原IC以南の早期整備、高速道路網へのアクセス道路の整備とともに、国道269号の改良など、国・県に積極的な要請を図ります。

(2) 生活道路の整備

車社会に伴い、道路整備の要望はますます増加しています。引き続き、安全で、より快適・便利な通行を確保するため、計画的な補修工事や改良工事を行い、道路整備を推進します。



現状と課題

防災については、発生予測が困難な災害から町民の生命・財産を守るため、防災マップの作成や、地域担当職員の配置などを進めており、減災対策として、災害の発生に備えて気象観測装置を設置するなど行っています。

また、消防化や防災意識の高揚に向けては、定期的な避難訓練の実施など、地域防災計画に基づき取組を行っています。

このような中で、災害発生時は町民の主体的行動が大切であり、自助・共助・公助を基本とし、ひとり暮らしの高齢者や障害者など災害時要援護者の把握に努めるとともに、援護者個別プランの作成などきめ細かい避難・救助方法、連絡体制の確立と被災時の生活の確保を図る必要があります。

現在、本町の消防体制は、大隅肝属地区消防組合の常備消防と町消防団によって構成されていますが、町消防団12分団で団員定数300名に対し、平成26年9月1日現在285名で構成されています。自主防災組織は平成26年9月1日現在、100%となっており、地域消防分団と一体となった防災活動が図られています。

そこでは、人口減少や高齢化等に伴い、消防団員数の減少・団員の高齢化が著しく、災害対策の多様化・広域化に対応するため、機能別消防団員、女性消防団員などの団員確保、自主防災組織による防災意識の向上、消防組合や消防団との連携の強化が必要となります。

政策の基本方針

本町は、急傾斜地・土砂災害などの危険性の高い地形を多く有しています。そのため、町民の生命と財産を災害から守り、町民が安心して安全に暮らせる「災害に強いまちづくり」を総合的に取り組みます。

また、非常備消防としての消防団については、若年層の加入促進、機能別消防団員や女性消防団員の育成など、消防力の強化を図ります。

さらに、災害時における避難所の整備などにより、地域の防災力を高めていきます。

あわせて、町民の消防・防災活動への参加促進と意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

政策の体系

〔第4節〕 消防・ 防災体制 の充実

第1項 防災対策の推進

第2項 消防機能の強化

